

日本におけるダイレクトペイメント・パーソナルアシスタンス制度にむけた課題整理
- 札幌市パーソナルアシスタンス制度の現状と課題から -

京都府立大学 中根成寿 (6213)

キーワード：パーソナルアシスタンス、障害者運動、消費者主義

1. 研究目的

本報告の目的は 2010 年 4 月より北海道札幌市で導入された札幌市 PA 制度に注目し、日本におけるダイレクトペイメント・パーソナルアシスタンス制度の導入課題を検討すること、である。ダイレクトペイメント制度・パーソナルアシスタンス制度は、障害当事者運動が積極的に導入を主張してきた、「ケアの自律」を実現するための具体的手段である。札幌市では行政と当事者運動の長期間にわたる交渉の末、パーソナルアシスタンス制度が導入され、約 1 年が経過したが、調査段階においては、以下の 4 点の課題が存在することが明らかになった。1、「ケアの自律」のための制度利用ではなく、「介助時間の延長」が目的であること、2、制度利用を支援する組織が確立していないため、利用者の負担が大きいこと、3、介助者探しが利用者にゆだねられたため、介助者が確保できない利用者が顕在化したこと、4、介助者の待遇に労働法が適応されないため、最低賃金や労働時間等、労働者の権利確保の根拠が弱いことなどである。しかし、これらの課題は支援組織の充実によって解決しうる課題であり、PA 制度の致命的欠陥ではない。PA 制度が地域生活の実現や継続に効果的な制度であり、また身体障害者のみではなく、知的障害者、精神障害者、ケアする人への利用の拡大が効果的であることを主張する。

2. 研究の視点および方法

本報告におけるデータは、筆者が 2011 年 1 月から 2 月にかけて行ったヒアリング調査および関係者から提供された資料に基づいて作成されたものである。ヒアリング対象は、札幌市 PA サポートセンター、札幌市役所保健福祉局保健福祉部、DPI 北海道ブロック会議である。ヒアリング調査は、同意を得て IC レコーダーで録音し、可能な限り文字起こしした。得られたデータは、トピックごとにコードを貼り付け、カテゴリ化した。分析の結果、得られたデータは 3 つのカテゴリに分類された。

3. 倫理的配慮

本報告におけるデータの提示は、発言者の所属と人稱は消去して行う。これは、インタビューに協力してくれた方が少数であるため、所属による特定が行われることを防ぐためである。当該調査においては、所属機関によって制度の認識や意見に決定的対立は少ないという判断のため、誰がどの文脈で語ったかという通常の社会調査では重要となる視点は捨象した。

4. 研究結果

札幌市では行政と当事者運動の長期間にわたる交渉の末、パーソナルアシスタンス制度が導入され、約1年が経過したが、調査段階においては、以下の4点の課題が存在することが明らかになった。1、「ケアの自律」のための制度利用ではなく、「介助時間の延長」が目的であること、2、制度利用を支援する組織が確立していないため、利用者の負担が大きいこと、3、介助者探しが利用者にゆだねられたため、介助者が確保できない利用者が顕在化したこと、4、介助者の待遇に労働法が適応されないため、最低賃金や労働時間等、労働者の権利確保の根拠が弱いことなどである。

しかし、これらの課題は支援組織の充実によって解決しうる課題であり、PA制度の致命的欠陥ではない。PA制度が地域生活の実現や継続に効果的な制度であり、また身体障害者のみではなく、知的障害者、精神障害者、ケアする人への利用の拡大が効果的であることを主張する。